

2025年2月28日

各 位

上場会社名 株式会社ロイヤルホテル 代表者 代表取締役社長 植田 文一 (コード番号 9713 東証スタンダード市場) 問合せ先 執行役員財務部長 坊傳 康真 (TEL 06-6448-1121)

# 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年2月28日付の取締役会において、当社株式の売出しを行うことを決議いたしましたので、 下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,218,000 株
- (2) 売 出 人 Blossoms Holding HK Limited
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 3 月 10 日(月)から 2025 年 3 月 13 日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMBC日興証券株式会社 (以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。引受人の 買取引受けによる売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受 人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額 とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日。
- (6) 受 渡 期 日 2025年3月17日(月)から2025年3月21日(金)までの間のいず れかの日。ただし、売出価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株

- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社 長 植田文一に一任する。
- 2. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】2.をご参照)
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 182,000 株

なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。

- (2) 壳 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取 引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である Blossoms Holding HK Limited(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 植田文一に一任する。

## 【ご参考】

### 1. 株式の売出しの目的

当社は、1935 年にリーガロイヤルホテル(大阪)の前身である新大阪ホテルを開業して以降、国内外でホテル運営を手掛けてまいりました。2024 年 5 月に公表した、パーパス「人を、地域を、日本を、世界を、あたたかい心で満たしていこう。」とあわせて、ホテル開業 100 周年を迎える 2035 年に目指す姿として「RIHGA VISION 2035」を策定し、持続的成長を目指しております。また、「RIHGA VISION 2035」の実現に向け、2024 年から始まる中期 3 カ年計画を「ブランドの再構築と新たな成長に向けた基盤強靭化の期間」と位置づけた「中期経営計画 2026『ReRISE』」を策定し、基本戦略である「ホテルブランドカテゴリーの再編成・新規展開」「ホテル事業のバリューアップ」「新規出店パイプラインの拡大」に取組んでおります。

当社は、2022 年4月に実施された株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しにおいて、スタンダード市場を選択しましたが、当該市場の上場維持基準である「流通株式比率」(注)を充足しておりません。

上場維持基準の適合に向けて、主要な既存法人株主との間で継続して対話を行い、当社普通株式の 売却を含めた流通株式比率向上のための協議を進めてまいりました。その結果、一部の株主から当社 普通株式の売却意向が示され、2024 年 3 月末までに当社普通株式の一部が売却されたことから、2024 年 3 月末時点の流通株式比率は17.6%となりました。その後も継続して主要な既存法人株主との間で協 議を進めてきたところ、今回、当社株主である売出人より当社普通株式の売却に応諾いただき、株式 の売出しを実施することといたしました。

株式の売出しを通じて、上場維持基準を充足するとともに、当社の中長期的な成長に向けた戦略や 資本政策をご支援いただける幅広い投資家の皆様に当社普通株式を保有いただき、投資家層の拡大及 び市場流動性の向上を実現したいと考えております。

(注)「スタンダード市場」の上場維持基準である流通株式比率とは、2025 年 2 月 28 日現在、株式会社東京証券取引所より公表されている新基準に基づいて計算された流通株式比率が 25%以上であることをいいます。2021 年 4 月に、株式会社東京証券取引所から「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について(第二次制度改正事項)」の一環として「流通株式の定義見直し」及び「市場区分の見直しに向けた上場制度の整備に伴う有価証券上場規程等の一部改正」が公表されており、2022 年 4 月の新市場区分への移行にあたって、流通株式数の算定において新たに、国内の普通銀行(都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行・信託口、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含まないものとされます。)、保険会社及び事業法人等(金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、例えば、財団法人・学校法人等の法人も含むものとされます。)の保有する株式などが除かれるものとされております。

#### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、182,000 株を上限として、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合がありま

す。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMBC日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)につき、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年3月26日(水)を行使期限として貸株人より付与されます。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2025年3月26日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

SMBC日興証券株式会社がグリーンシューオプションを行使する場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が2025年3月10日(月)の場合、「2025年3月12日(水)から2025年3月26日(水)までの間」
- ② 売出価格等決定日が2025年3月11日(火)の場合、「2025年3月13日(木)から2025年3月26日(水)までの間」
- ③ 売出価格等決定日が2025年3月12日(水)の場合、「2025年3月14日(金)から2025年3月26日(水)までの間」
- ④ 売出価格等決定日が2025年3月13日(木)の場合、「2025年3月15日(土)から2025年3月26日(水)までの間|

となります。

## 3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関し、貸株人かつ売出人である Blossoms Holding HK Limited 並びに当社株主であるアサヒビール株式会社、サントリーホールディングス株式会社及び株式会社三井住友銀行は、SMBC日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却及び株式会社三井住友銀行が保有する当社のA種優先株式の取得請求権の行使等(引受人の買取引受けによる売出しにより当社普通株式を売却すること、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の 一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上